養親希望者手数料負担軽減事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 養親希望者手数料負担軽減事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき実施する事業について、本県が交付する補助金について定めるものとする。

ただし、本要領に定めがない事項については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井 県規則第20号)および児童家庭課補助金交付要綱によるものとする。

(補助金交付額)

- 第2条 この補助金は予算の範囲内で補助するものとし、補助対象者、補助要件、補助対象経 費および補助限度額は、次に掲げるものとする。
 - (1) 補助対象者

養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けた県内に居住する養親希望者

(2)補助要件

あっせん機関が、事業所が所在する都道府県からあっせん業を行うことについて許可を 受けた日以降に締結した契約に基づいてあっせんを行い、補助事業年度内に養親希望者が 縁組成立前養育を開始し、当該年度内にあっせん機関に手数料を支払ったものであること。

(2) 補助対象経費

養子縁組民間あっせん機関に支払った手数料。ただし千円未満の端数が生じる場合は、 これを切り捨てるものとする。

(3) 補助限度額

1人(世帯) 当たり 400,000円

(補助金の交付手続き)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類 (別紙1、別紙2およびその他参考資料)を添付して、別に定める期限までに知事に提出しな ければならない。
- 2 知事は、交付申請を受けて関係書類を審査し、適切であると認めた場合はその決定を行うものとする。

(補助金の実績報告および請求)

第4条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、事業終了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日に、実績報告書兼請求書(様式第2号)に必要な書類(別紙3、別紙4およびその他参考資料)を添付して知事に提出しなければならない。

附則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。